

株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る  
郵便番号600-8652

お客様の円滑な資産承継をサポート

## 「京銀 かんたん贈与信託」の取扱開始！

京都銀行(頭取 土井 伸宏)は、お客様の資産承継や相続対策ニーズにお応えするため、2019年1月28日(月)から、暦年贈与型信託「京銀 かんたん贈与信託」の取り扱いを開始しますのでお知らせいたします。

当行は、2018年6月に金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条に基づき、信託業務の兼営認可を取得し、同10月から「遺言代用信託」「遺言信託」「遺産整理業務」の取り扱いを開始しております。今回の新商品の追加により、お客様にはこれまで以上にニーズに合った商品をお選びいただけるようになります。

当行では、今後もワンストップで銀行・証券・信託の金融サービスを提供し、きめ細かなサービスの提供に努めてまいります。

記

### 1. 商品名

京都銀行の暦年贈与型信託「京銀 かんたん贈与信託」

### 2. 商品概要

お客様から信託されたご資金を当行が元本保証の金銭信託で運用・管理し、毎年一定の期間に一度、お客様の希望に応じて、あらかじめ指定されたご親族さまに、指定された金額を贈与することができる商品です。

### 3. 取扱店舗

全営業店(ネットダイレクト支店、振込専用支店を除く)

### 4. 取扱開始日

2019年1月28日(月)

<ご参考>当行の信託商品について

※2019年1月28日以降

商品名	商品概要	取扱開始日
京都銀行の遺言代用信託 「京銀 家族しあわせ信託」	お客さまから信託されたご資金を当行が元本保証の金銭信託で運用・管理し、相続発生時に簡便な手続きで、あらかじめ指定されたお受取人さまに、指定された方法でお支払いする商品です。	2018年10月1日
京都銀行の遺言信託	遺言書の作成、保管、遺言の執行まで一貫して京都銀行が行う商品です。	
京都銀行の遺産整理業務	相続に不慣れな方や多忙で時間に余裕のない方などに代わって、京都銀行が煩雑な相続手続きを代行させていただく業務です。	
京都銀行の暦年贈与型信託 「京銀 かんたん贈与信託」	お客さまから信託されたご資金を当行が元本保証の金銭信託で運用・管理し、毎年一定の期間に一度、お客さまの希望に応じて、あらかじめ指定されたご親族さまに、指定された金額を贈与することができる商品です。	2019年1月28日

以上

# 京銀 かんたん贈与信託

京銀 かんたん贈与信託は、お客さまの資産承継対策と贈与を受ける方の資産形成にお役立ていただけます。お客さまの「想い」を込めて、贈与を受ける方にお気持ちを伝えてみませんか？

贈与の手続きって  
意外と面倒…

きちんと贈与の  
記録を残しておけば  
よかった…



贈与する  
ことを忘れて  
しまうかも…

贈与しても  
「名義預金」と  
みなされないか  
心配…



京銀 かんたん贈与信託なら、生前贈与が簡単・確実に行えます。

簡単

贈与契約書の作成や振り込みなどの、面倒な贈与手続きが不要となります。

安心

贈与取引の記録が残ります。複数の方への贈与や複数年にわたる贈与などの場合も安心です。

確実

毎年弊行から贈与のお知らせをしますので、贈与の機会をお忘れになることはありません。

## < 商品概要 >

信託金額	<b>500万円以上</b> (1万円単位) ※お客さまにご相続が発生した際に、受贈者さまが受け取る金額により、他の相続人さまの法令上の権利 (遺留分といいます) を侵害してしまう場合がありますので、信託金額はご相談させていただきます。(原則、ご保有の金融資産の30%まで設定可能です)
信託期間	<b>5年以上30年以内</b> (1年単位) ※ご契約後は信託期間の変更・継続はできません。
贈与を受ける方のご指定	●贈与をする方は、本商品のお申込み時に、3親等以内のご親族さまから、今後贈与を受ける方の候補を5名さままでご指定できます。 ●贈与を希望される場合、今後贈与を受ける方の候補の中から、贈与を受ける方をご指定いただけます。 ※贈与をする方は、ご契約期間中に今後贈与を受ける方の候補を変更 (追加・取消しを含みます) することができます。ただし、ご契約期間中は必ず1名さま以上の贈与を受ける方の候補をご指定ください。
贈与手続き	●年1回、贈与手続きを行うことができます。 ●贈与をする方のご希望に応じて、弊行所定の手続きにより、贈与を受ける方の弊行普通預金口座にご指定の金額を振り込みます。
手数料	贈与手続きに係る事務取扱手数料として、年1回 <b>10,000円</b> (税別) を、2月末日に贈与をする方の弊行普通預金口座よりお引き落としいたします。

窓口パンフレットをご用意しております。くわしくは窓口までおたずねください。

飾らない銀行

 京都銀行

(2019年1月28日現在)